

1 本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

本市では、ノーマライゼーションの理念の下、これまで『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してきました。

平成28年4月から障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正がなされ、障害のある人への不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある人への合理的配慮が求められており、引き続き、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を目指して取り組んでいきます。



2 施策の方向性（基本目標）

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

[基本目標を達成するための施策]

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進
- 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進

地域で共に暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の場や就労の場等の様々な機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

[基本目標を達成するための施策]

- 2-1 相談支援体制の確保
- 2-2 保健・医療サービスの提供
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 障害児サービスの充実
- 2-5 地域生活移行の推進

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

3-1 多様な就労への支援

働く意欲のある人が自分に合った働き方ができ、社会を構成する一員として自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

また、障害のある人の働く意欲を尊重し、経済的自立を進めるため、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

基本目標4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

4-1 移動支援の充実

4-2 スポーツ・文化活動の推進

4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や諸活動への参加といった社会・文化等の活動により、自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

[基本目標を達成するための施策]

- 5-1 発達・療育支援環境の充実
- 5-2 保育・教育環境の充実

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

- 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 6-2 日常生活における安心安全の確保
- 6-3 災害時の安心安全策の強化

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

3 施策の体系

本市の障害者施策体系は、次のとおりです。

【 基本理念 】

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

【 基本目標 】

基本目標 1

障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

基本目標 2

暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

基本目標 3

意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

基本目標 4

社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

基本目標 5

児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

基本目標 6

共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

【基本目標を達成するための施策】

【施策の取組内容】

施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進 (P. 42)	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 (P. 44)	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3 人権・権利擁護の推進 (P. 46)	1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進
施策 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進 (P. 48)	1-4-1 障害者に対する差別等の禁止 1-4-2 社会的障壁除去のための合理的配慮
施策 2-1 相談支援体制の確保 (P. 50)	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談支援員等の資質向上
施策 2-2 保健・医療サービスの提供 (P. 53)	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3 障害福祉サービスの充実 (P. 55)	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 重症心身障害児者の支援 2-3-5 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-6 経済的支援の実施
施策 2-4 障害児サービスの充実 (P. 59)	2-4-1 障害児支援の充実
施策 2-5 地域生活移行の推進 (P. 60)	2-5-1 円滑な地域生活への移行 2-5-2 地域移行支援の体制づくり
施策 3-1 多様な就労への支援 (P. 62)	3-1-1 多様な就労への支援 3-1-2 一般就労の推進 3-1-3 就労定着への支援
施策 4-1 移動支援の充実 (P. 65)	4-1-1 移動費用の助成等 4-1-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 4-2 スポーツ・文化活動の推進 (P. 67)	4-2-1 生涯学習機会の充実 4-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
施策 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実 (P. 69)	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 5-1 発達・療育支援環境の充実 (P. 71)	5-1-1 発達・療育支援環境の充実
施策 5-2 保育・教育環境の充実 (P. 72)	5-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 5-2-2 学校施設の整備・充実
施策 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (P. 74)	6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 6-1-2 住環境改善のための支援・整備
施策 6-2 日常生活における安心安全の確保 (P. 76)	6-2-1 防犯・交通安全対策の推進 6-2-2 消費生活における相談支援 6-2-3 緊急時における安全確保対策の推進
施策 6-3 災害時の安心安全策の強化 (P. 78)	6-3-1 災害時における避難支援体制の強化